

第 36 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和5年に職員が公務に起因して自死に至ったことについて、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人（2人） （当該職員の配偶者及び子）	100,127,518円 に遅延損害金を加算した金額	1 県は、本件自死が、当該職員が所属していた教育事務所長や歴代教育長をはじめとする、教育委員会事務局による勤務時間及び健康管理についての安全配慮義務懈怠により生じたことについての責任を重く受けとめ、衷心より謝罪する。 2 県は、当該職員が県の教育行政のため心身を賭して多大な貢献をされたことに対し、感謝の念を表する。 3 県は、全ての職員が本件自死のような心身の健康を損ねることが再度生じることがないように、勤務時間管理、健康管理に万全の措置を講じることを誓約する。 4 県は、本件自死についての解決金として、地方公務員災害補償基金の既払金及び将来支給される遺族補償年金のほか左の損害賠償の額の支払義務があることを認め、令和7年11月30日限り支払う。 5 当事者双方には、上記に定めるもののほか、本件自死につき、何

		らの債権債務関係がないことを確認する。
--	--	---------------------

(提案理由)

職員が公務に起因して自死に至ったことについて、和解及び損害賠償額の決定をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。